

県南広域振興局長告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年4月30日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 遠野住田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市下組町79番1地先から302番1地先まで	新	m 25.8~11.7	m 43.7
	旧	17.0~9.4	43.7

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部遠野土木センター
- (2) 期間 平成26年4月30日から同年5月30日まで